

監査のあらまし

(令和6年度監査結果の概要)

四日市市監査事務局

目 次

1	監査の目的	．．．．．	1
2	監査等の種類・概要	．．．．．	1
3	監査の視点・効果	．．．．．	2
4	監査等の実施状況	．．．．．	4
5	監査の結果の事例	．．．．．	5
6	監査の結果に基づき講じられた措置・対応状況	．．．．．	6

1 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、次のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

チェックポイント

- 事務執行は正確か
- ルールに従っているか
- 無駄はないか
- 効果的な方法か
- 目的にかなっているか

2 監査等の種類とその概要

監査委員は、地方自治法などの法令や四日市市監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査等の種類は、次のとおりです。

(1) 法令等の定めにより定期的に行う監査等

監査等の種類	概 要
定期監査（財務監査） （法第199条第1項、第4項）	市の事務及び事業の全般を対象とした監査
例月現金出納検査 （法第235条の2第1項）	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項）	決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査 （法第241条第5項）	定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
健全化判断比率・資金不足比率審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）	財政健全化法に基づき、市の財政状況を表す指標に対し行う審査

(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

監査等の種類	概 要
行政監査 （法第199条第2項）	特定の事務又は事業を選定して行う監査
随時監査 （法第199条第5項）	定期監査に準じて実施
財政援助団体等監査 （法第199条第7項）	市が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査

(3) 要求や請求に基づいて行う監査

監査等の種類	概 要
住民監査請求に基づく監査 (法第242条)	市の執行機関や職員による 違法・不当な公金の支出などがあるとして、市民から監査請求がされたものについて行う監査

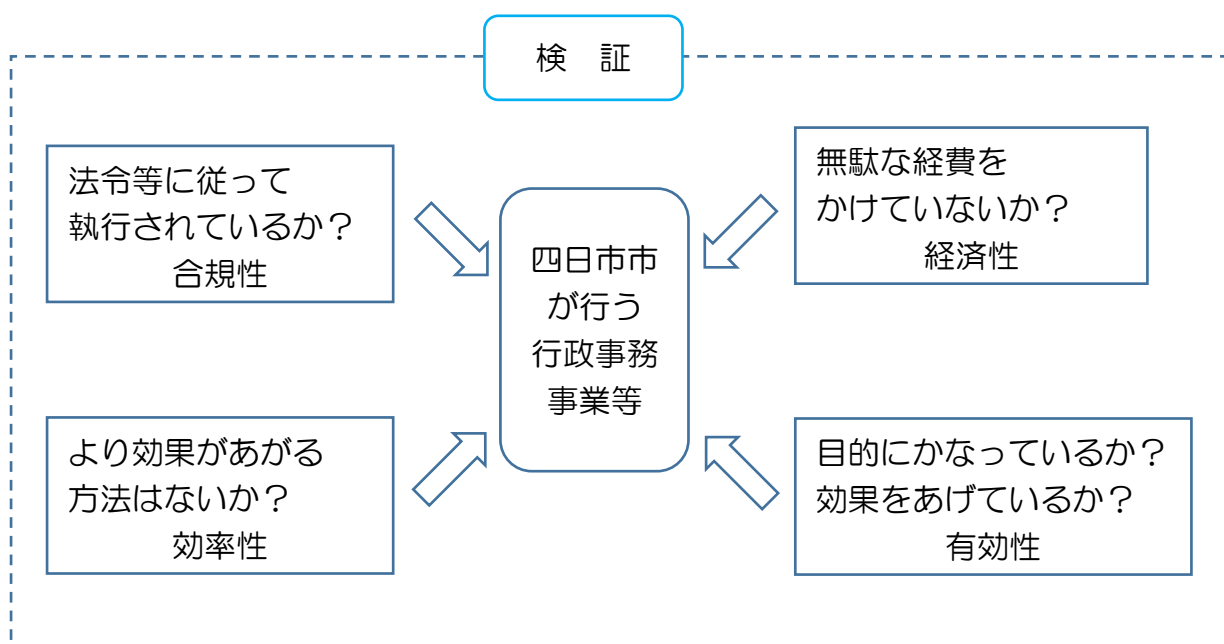
法 : 地方自治法

公企法 : 地方公営企業法

財政健全化法: 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

3 監査の視点・効果

監査では「四日市市監査基準」に基づいて、合規性、経済性、効率性、有効性の視点等から検証・評価を行っています。

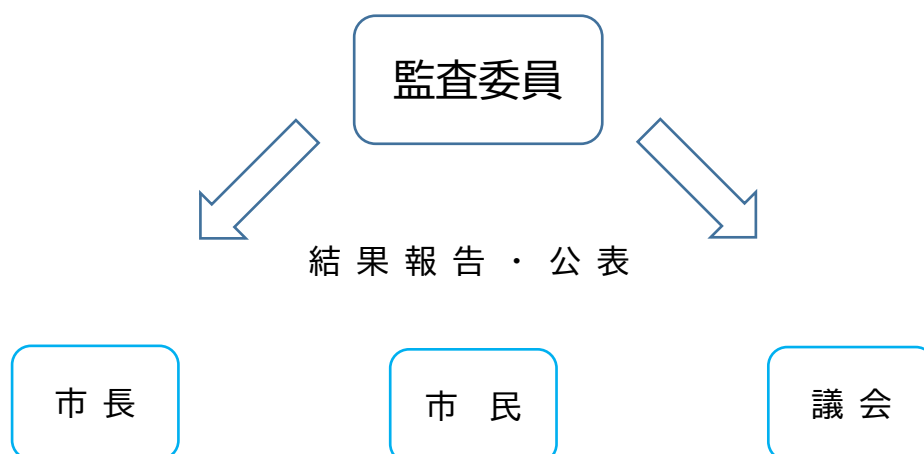


また、各所属が行う事務・事業において想定されるリスクについて、リスクの発生する可能性やリスクが発生した場合の影響度の視点から検証・評価を行っています。

監査委員は、監査結果を「監査結果報告」として市長や議会等に報告するとともに公表します。

指摘を受けた各所属が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置または対応状況」として同様に公表します。

監査という仕組みがあることによって、不適正な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。



効果

- ・監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。
- ・過去に指摘され、同じ原因により不適正となるような事務処理がないか点検し、再発の防止になります。
- ・複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。
- ・各業務においてマニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。
- ・他の部署への指摘等を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有されるなど内部統制の強化が図られます。

4 監査等の実施状況（令和６年度）

監査委員が令和６年度に実施した監査、検査、審査の実施状況を紹介します。
市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。

監査等区分		実施状況（指摘件数等）			
		対象所属	指摘	意見	評価
定期監査（財務監査） （行政監査を含む）		４６所属	２３件	３３５件	１２件
例月現金出納検査		いずれも正確に行われていると認められた。			
決算審査		決算書類はいずれも正確で、予算の執行は概ね適正に執行していると認められた。			
基金運用状況審査		記載内容は正確で適正に確実かつ効率的に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に算定及び作成されていると認められた。			
行政監査（特定のテーマを定めて行うもの）		１所属	２件	７件	—
随時監査	工事監査	２工事	—	１０件	—
財 政 援 助 団体等監査	出資団体	１団体	１件	９件	—
	財政援助団体	２団体	１件	７件	—
	公の施設の 指定管理者	１団体	６件	１６件	—
住民監査請求に基づく監査		４件			

指摘

．．． 直ちに改善を要するものや適性を欠く事項で是正する必要があると認められるものなど

意見

．．． 業務等の改善方法の検討を促し、注意する必要があるもの、監査委員が特に要望する必要があると認められるものなど

評価

．．． 評価すると意見があった取り組み

5 監査の結果の事例

監査を行った結果、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられました。

また、監査委員から改善方法の検討を促したり、要望すべき事項などの意見がありました。

(1) 定期監査

指摘 例① 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられました。職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因があります。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ることを求めました。

指摘 例② 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスクについて

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況となっている事例が見受けられました。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行い、働き方改革の取り組みを進めるほか、デジタル技術を活用した業務改善などにより業務効率化を図り、時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等認定基準を上回る状況の解消を求めました。

指摘 例③ 人事管理について

会計年度任用職員の年次有給休暇について、誤った処理を行っていた例がありました。職員に制度の適正運用について周知するとともに、所属長に対して、制度の理解を深め、適正な人事管理の徹底を図ることを求めました。

指摘 例④ 使用料の徴収について

前納を義務づけている使用料が、後納されている例が見受けられました。内部統制を強化し、適正な事務処理を行うことを求めました。

指摘 例⑤ 公有財産の適正管理について

新たに公有財産を取得した際の報告が遅れている例が見受けられました。取得時の速やかな報告など、適正な公有財産管理を行うことを求めました。

(2) 行政監査・随時監査・財政援助団体等監査

指摘 例① 事業報告書の記載誤りについて

決算の根拠資料である令和5年度事業報告書に、一部数値の誤記がありました。正確な資料作成の徹底と内容を適切に確認できる体制強化を求めました。

指摘 例② 規定に基づいた事務処理について

公の施設の指定管理基本協定書に定める書類作成・提示等について、規定どおりに行われていない例が見受けられました。あらためて協定書に沿った適正な実施を徹底することを求めました。

6 住民監査請求の結果

4件（棄却：3件、一部却下一部棄却：1件）

7 監査結果に基づき講じられた措置・対応状況

監査結果の公表後、半年後（措置済とならなかったものについては、さらに半年後）に、対応状況が報告されます。

監査結果等の詳しい内容については、ホームページでご覧になれます。

四日市市トップ > 市政全般 > 監査 > 監査結果

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1000100000146/index.html>